

# 交通ネットワークを活かして新産業用地の創出を 奈良県

## 企業にとって様々な魅力を備えた立地環境

奈良県は、周囲を山で囲まれている地域特性から自然災害による被害が少なく、さらに教育熱心な県であり優秀な人材が豊富だ。大学・短大進学率は、64.5%と全国8位(2023年度学校基本調査)であり、東大、京大進学率も全国トップクラス。また、女性就業率は46.7%と全国最下位だが(2020年国勢調査)、県内の女性の就労意欲は、約6割の人が「働きたい」と回答し潜在労働力が豊かといえる(2020年奈良県女性活躍推進に関する意識調査)。

奈良県に工場立地するメリットとして特筆したいのが、交通ネットワークの飛躍的な充実だ。近畿圏と中部圏のほぼ中央の位置にあり、県内を東西に走る西名阪自動車道、名阪国道、東名阪自動車道によって、大阪と名古屋が結ばれている。また、阪和自動車道に直結する南阪奈道路により、関西国際空港、大阪港へのアクセスも良い。さらに、奈良盆地を南北に貫き、京都・和歌山と結ぶ京奈和自動車道の整備が進み、御所南IC～五條北ICが2017年8月に開通し、関西国際空港から奈良県の中南部へのアクセスが飛躍的に向上している。

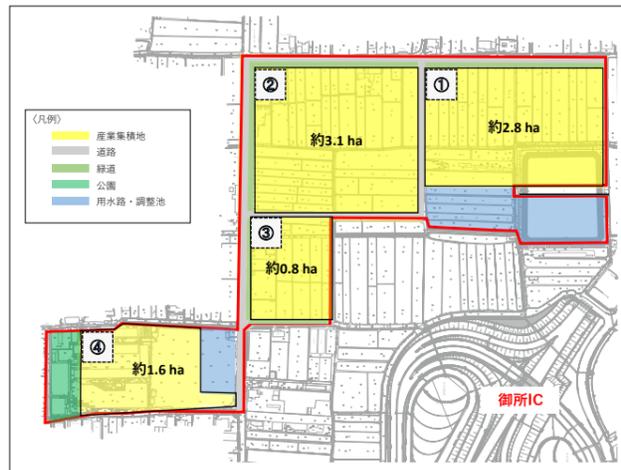


■奈良県のデータ  
面積：3,691km<sup>2</sup>  
人口：1,285,733人(2024年9月1日現在・推計人口)  
県庁所在地：〒630-8501 奈良市登大路町30  
TEL：0742-22-1101(代)  
ホームページURL：https://www.pref.nara.jp/

## 新たな産業用地確保に向けて —「御所IC工業団地」—

県は御所市と協働して京奈和自動車道御所IC周辺に、新たな産業集積地を形成し、民間企業を誘致するプロジェクトを実施中。開発面積は約12haで、分譲面積は約8ha。関西国際空港や大阪港から車で1時間、京奈和自動車道御所

ICから約2分と、アクセスが良い場所だ。現在、御所東高校跡地(下図④約1.6ha)を対象とした第1期企業選定手続中で、今後、第2期以降の分譲区画(下図①約2.8ha②約3.1ha③約0.8ha)の企業募集に向け整備を進めていく。



## 企業立地促進に向け充実した優遇制度

県の補助制度として、固定資産投資額10億円以上(中小企業または県外からの移転は5億円以上)の企業立地促進補助金(最大10億円)、データセンター立地促進補助金(最大2億円)、地方拠点強化促進補助金(最大1億円)がある。

また、県外からの本社機能移転に対する補助要件を緩和、工場立地と併せて県外からの本社機能を移転する場合、企業立地促進補助金の適用幅が広がり、特に大阪府

内で操業している企業からの評価が高い。

さらに、企業立地促進補助金には、県南部・東部地域に立地する場合に固定資産投資額に応じて1,000万円または2,000万円の加算金を、働き方改革を行う企業に対しては最大100万円の加算金を交付する。

税制では県内に一定要件を満たす工場、研究所を設置した法人を対象とした事業税の軽減措置(最大3億円)も県独自の取り組みとして評価されている。

<b>企業立地促進補助金</b> <b>最大10億円</b>	対象企業	次のいずれかに該当する企業 ①製造業の工場・研究所を立地する企業 ②本社機能を移転する企業 ③特定の物流施設を立地する企業 ④県内に立地している①～③の施設等を機能強化する企業
	対象となる事業	着工の日から起算して3年(50億円以上の投資の場合は5年)以内に、以下の条件を満たし操業する企業 固定資産投資額(土地の取得に要する経費を除く)が10億円以上(中小企業または県外から移転する企業については5億円以上)(県外から本社機能を移転する企業または県南部・東部地域へ立地する企業は3億円以上)
	補助金の額	限度額を10億円とし、①～②における対象額を交付 ①固定資産投資額の10% ②県外からの本社機能移転経費の50%
	加算金	《南部・東部地域振興補助金》 県南部・東部地域に立地する場合 ■固定資産投資額5億円以上で1,000万円を加算 ■固定資産投資額10億円以上で2,000万円を加算 《働き方改革補助金》 操業開始日において、有効な認定等を取得・登録・計画策定している事業者 ■限度額を100万円とし、補助金額の0.5%を加算
<b>データセンター立地促進補助金</b> <b>最大2億円</b>	対象企業	データセンターを立地する企業
	対象となる事業	着工の日から起算して3年以内に、以下の条件を満たし操業する企業 固定資産投資額(土地の取得に要する経費を除く)が5億円以上 かつ 県内新規常用雇用者が10人以上 かつ 県内総従業員数10人以上純増
	補助金の額	限度額を2億円とし、固定資産投資額の5%を交付
<b>地方拠点強化促進補助金</b> <b>最大1億円</b>	対象事業者	地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を活用する事業者で、次のいずれかに該当する事業者 ①常用雇用者100人以上の営利企業 ②県内企業の技術研究開発促進、地域産業集積に資するものとして知事が認めるものであって、非営利の学術・開発研究機関
	対象となる事業	事業者が作成し知事の認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された事業であって、着工の日から起算して3年以内に、以下のすべての要件を満たし操業開始する事業 固定資産投資額(土地の取得に要する経費を除く)が2,500万円(中小企業者1,000万円)以上 かつ 県内新規常時雇用者が5人(中小企業者1人)以上 かつ 県内総従業員数5人(中小企業者1人)以上純増
	補助金の額	限度額を1億円とし、固定資産投資額の10%を交付